

議案第29号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年3月20日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する  
条例

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和45年三朝町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条及び第13条中「退職し」の次に「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。